

盛土規制法に関する書面の添付をお願いします。

R7 年 4 月 1 日から水戸市を除く茨城県全域が宅地造成規制区域若しくは特定盛土規制区域になります。(指定区域は次の県 HP に掲載されています。)

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html>

これにともない、確認申請の際には、次の書面を添付くださるようお願いいたします。

※申請が 3 月中でも、確認が 4 月 1 日以降になる場合は、追加添付が必要になります。

※申請が 3 月 17 日以降の場合や 4 月 1 日以降の本申請のための事前相談の場合は、区域指定前であっても添付くださるようお願いいたします。

※次の書面のみでの審査が困難な場合は盛土規制法施行規則第 88 条の証明書の添付をお願いすることがあります。

- 1 盛土規制法の許可 若しくは 都市計画法第 29 条の許可を受けている場合
 - ・当該許可書の写し
- 2 盛土、切土、土石の堆積（以下「盛土切土等」という。）がない場合 次のいずれか
 - ・【盛土】許可等判定チェックシート（①が NO のもの）
 - ※シート入手先（建築センターHP） https://www.ibakenju.or.jp/?page_id=11
 - ・盛土、切土、土石の堆積がない旨を記載した配置図
(文言記載で可。地盤の高低差表記は計画値のみの記載で可)
- 3 盛土切土等はあるが許可申請不要の規模の場合 次のいずれか
 - ・判定チェックシート（④が NO のもの）
(盛土切土等の計画図添付は不要)
 - ・判定チェックシート（結果が「届出が必要」のもの）
(届出の写し等の添付は不要。盛土切土等の計画図添付は不要)
- 4 盛土切土等はあるが許可を要さない行為による場合 （レアケースになります。）
 - ・判定チェックシート（③が YES のもの）

+

現況調査表に盛土規制法所管行政庁との協議経過と該当条項を記載

例 「〇月〇日に〇課〇氏と、盛土規制法の許可を要さないことで協議済

(該当条項 規則第 8 条第 1 項第 2 号 火薬類取締法の許可)」